


# 里帰り時の妊婦健診について

県外の病院や診療所等で健診を受診する場合、かかった費用は一旦たてかえ払いとなり、後日（受診日から1年以内）申請書類を揃えて役場窓口払い戻しの手続きを行います。



## <払い戻しに必要な書類および持ち物>

<p>①妊婦健康診査受診票</p> 	<p>受診の際、窓口で受診票を提示し、健診結果および健診月日・医療機関名・所在地・医師名を記入してもらってください。ただし、県外からの受診ということで記入してもらえない場合もあります。その際は、親子健康手帳の妊娠経過ページから妊婦さん自身で受診票に書き写して下さい。</p>
<p>②健診時の領収書</p>	<p>健診に要した費用の確認に必要となります。</p>
<p>③親子（母子）健康手帳</p>	<p>妊娠の経過ページと受診票の受診月日等を照合します。</p>
<p>④座間味村妊婦一般健康診査助成申請書</p>	<p>役場窓口にあります。前もって複数枚必要な方は母子担当までご連絡ください。</p>
<p>⑤印鑑（認印で可）</p>	

## <払い戻しの費用額について>

健診回数に応じて払い戻しの費用額が決められており、決められた費用額を超えた分は自己負担となります。

## <受診票の使用について>

- ①受診票の使用は座間味村に住所を有する方に限ります。（転出後の使用はできませんのでご注意ください。）
- ②受診票の検査内容以外は自己負担が生じます。
- ③受診票で治療は受けられません。
- ④受診票には有効期限が設けられているものがあります。期限が切れた受診票は使用できませんので早めの受診をお勧めします。



妊娠中から出産後の育児など、ささいな事でも何かありましたら保健師や母子保健推進員に声をかけて下さいね！

また、里帰りから島に戻られたら、お母さんとお子さんの様子をお伺いしながら絵本をプレゼントする「こんにちは赤ちゃん訪問」も実施しています。島に戻る日が決まりましたら、保健師または母子保健推進員にご連絡よろしくお願いします。

☎問合せ先：座間味村役場 住民課 896-4045 （母子担当または保健師まで）